

特定非営利活動法人

# パンドラの会

## 定 款

平成12年11月11日作成

平成13年 3月 1日成立

平成13年11月27日改正

平成15年 2月14日改正

平成17年 9月 2日改正

平成19年 1月25日改正

平成20年 5月 3日改正

平成22年 8月20日改正

平成25年 1月11日改正

平成26年 1月17日改正

平成26年 8月30日改正

平成28年 2月12日改正

平成30年 8月25日改正

平成31年 3月14日改正

# 特定非営利活動法人 パンドラの会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人パンドラの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県刈谷市築地町1丁目5番地4に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、刈谷市及びその周辺の障害者に対して、地域の中で一般市民と触れ合いながら生き生きと働くことのできる場を提供すると共に、障害者が地域社会の中で自然に社会参画できるようなノーマライゼーション型社会を実現するための障害者教育、地域社会への啓蒙、環境整備などの活動を行い、もって社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業
- ② 就労継続支援事業
- ③ 障害者の社会参画を促進するための障害者を対象とした講座等の企画運営
- ④ 障害者の社会参画に関する講演会等の企画運営
- ⑤ 障害者の就労の場確保のための企業・団体への啓蒙、協力要請
- ⑥ 障害者の職業訓練
- ⑦ 障害者の住みよい社会実現のための社会基盤の啓蒙
- ⑧ 障害者の健康増進を図るためのレジャー・スポーツの企画運営
- ⑨ 障害者をもつ家族の情報交換の場、憩いの場、連帯の場の確保
- ⑩ 障害者と社会とのふれ合いの場の提供
- ⑪ ②以外の障害者の雇用

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 障害を持つ人及びその家族でこの法人の趣旨に賛同し、会の運営に協力できる者

(2) 運営会員 この法人の趣旨に賛同する個人及び団体

(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事はそのものが前条に掲げる種別に該当すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電子メールあるいはFAXをもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

また、1人を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員

の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了日の属する事業年度の前事業年度終了後、最初に開催される総会において、任期満了日前に後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員及び運営会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会又は代表理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員及び運営会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールあるいはFAXをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員及び運営会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員及び運営会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員及び運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員及び運営会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員及び運営会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員及び運営会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画、予算並びにその変更
- (2) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は

電子メールあるいはFAXをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールあるいはFAXをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 削除

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代

表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び運営会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員及び運営会員総数の 4 分



の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。  
(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で決議したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員及び運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

### 附 則

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 代表理事  | 岡部 扶美子                   |
| 副代表理事 | 澤頭 裕美                    |
| 同     | 杉浦 文枝                    |
| 理事    | 神谷 眞智子                   |
| 同     | 館林 仁美                    |
| 同     | 塚本 園子                    |
| 同     | 山本 みよ子                   |
| 同     | 望月 光三（(株)ミック 代表取締役社長）    |
| 同     | 杉浦 芳一（(株)小垣江鉄工所 代表取締役社長） |
| 同     | 神谷 隆也（税理士）               |
| 監事    | 藤井 清司（刈谷市ボランティア連絡協議会会長）  |
| 同     | 岡部 崇生                    |
- この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から14年6月30日までとする。
- この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から13年

3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるように定める。

(1) 正会員

無料とする。

(2) 賛助会員

①個人会員

1口 2,000円 1口以上

②法人会員

1口 10,000円 1口以上

附 則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成13年11月27日）から施行する。

附 則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成15年2月14日）から施行する。

附 則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成17年9月2日）から施行する。

附 則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成19年1月25日）から施行する。

附 則

この定款は、平成20年5月3日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年8月20日から施行する。

附 則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成23年2月10日）から施行する。

附 則

この定款は、平成24年8月24日から施行する。

附 則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成25年1月11日）から施行する。

附 則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成26年1月17日）から施行する。

附 則

この定款は、平成26年8月30日から施行する。

附 則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成28年2月12日）から施行する。

附 則

この定款は、平成30年8月25日から施行する。

附 則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成31年3月14日）から施行する。

附 則

この定款は、平成31年3月14日から施行する。

